

## 農薬残留事故が発生しています!!

松本農業改良普及センター

平成23年1月

近頃、「しゅんぎく」において適用外の農薬が検出される事例が相次いで発生しています。作物の名称や形状が似ているからといって同じ農薬が使えるわけではありません。例えば、「しゅんぎく」、「食用ぎく」、「きく」はそれぞれ別の作物として農薬登録されています。

農薬の使用時には・・・

- ①ラベルに記載されている適用作物、使用時期、使用方法等を十分確認してください。
- ②農薬の使用前後には、防除器具を点検し、十分点検されているか確認してください。
- ③作物の名称や形状が似ている作物については、適用作物を誤認して農薬を使用することがないように注意してください。

### 誤認しやすい適用作物例

	作物名
1	ブロッコリー と 茎ブロッコリー
2	トマト と ミニトマト
3	ねぎ と わけぎ と あさつき
4	キャベツ と メキャベツ
5	しゅんぎくと きくと 食用ぎく
6	メキャベツ(子持ちカンラン) と 非結球メキャベツ(プチベール)
7	さくら と 食用さくら(葉)
8	てんさい と かえんさい
9	にんにく と 葉にんにく
10	未成熟とうもろこし と ヤングコーン(ベビーコーン)
11	しょうが と うこん
12	たまねぎ と 葉たまねぎ

※注1 それぞれの農薬の適用は異なるものであり、例えば、「トマト」に適用のある農薬であっても「ミニトマト」への適用がなければ、ミニトマトに当該農薬を使用することはできない。

※注2 作物に適用があるかどうかは、必ず適用表を確認すること。

平成22年4月1日から平成22年12月15日までの間に全国で18件の農薬残留基準超過事例がありました。このような事故は、産地や直売所の信頼低下につながるばかりでなく農産物の回収に莫大な費用が発生することもあります。より信頼される産地や直売所となるよう、農業者ひとりひとりが農薬の適正使用に努めましょう。

参考

### 残留基準超過事例詳細

平成22年4月1日～平成22年12月15日現在

品目	農薬名	区分	検出値 (ppm)	基準値 (ppm)	原因(疑われる理由、状況)
かぼちゃ	ヘプタクロル	殺虫剤	0.07	0.03	※1
かぼちゃ	ヘプタクロル	殺虫剤	0.05	0.03	※1
かんしょ	フルバリネート	殺虫剤	0.03	0.01	「かんしょ」を保管していた「こちょうらん」栽培ハウスで当該農薬をくん煙処理。※2
ごぼう	フルトラニル	殺菌剤	0.05	0.01	特定できず。
しゅんぎく	DMTP(メチダチオン)	殺虫剤	1.87	0.1	防除器具の洗浄不足。
しゅんぎく	EPN	殺虫剤	1.5	0.01	適用外使用。
しゅんぎく	クロルフェナビル	殺虫剤	0.67	0.01	特定できず。
しゅんぎく	ホスチアゼート	殺虫剤	0.33	0.1	特定できず。
しゅんぎく	MEP(フェニトロチオン)	殺虫剤	0.44	0.2	特定できず。
	ピフェントリン	殺虫剤	1.4	0.01	適用外使用。
食用ぎく	ルフェヌロン	殺虫剤	4.1	0.02	適用外使用。
	MEP(フェニトロチオン)	殺虫剤	0.37	0.2	防除器具の洗浄不足。
食用ぎく	フェンバレレート	殺虫剤	1.85	0.50	適用外使用。
	テングサイ	トリシクラゾール	殺菌剤	0.15	0.02
にんじん	アセフェート	殺虫剤	0.12	0.01	特定できず。
ねぎ	EPN	殺虫剤	1.3	0.1	散布機具の洗浄不足。
ねぎ	MEP(フェニトロチオン)	殺虫剤	0.58	0.2	特定できず。
はくさい	フルフェノクスロン	殺虫剤	0.6	0.5	特定できず。
ばれいしょ	ディルドリン	殺虫剤	0.006	ND	※1
ピーマン	ホスチアゼート	殺虫剤	0.33	0.1	特定できず。
リーフレタス	TPN(クロタロニル)	殺菌剤	22	1	収穫前日数が21日のところを6日前に使用。

※1)過去に使用した農薬が土壌に残留し、作物に残留したと疑われる事例

※2)「こちょうらん」への適用なし

※農作物への農薬の残留は、人体に対して何ら影響を及ぼすことがない残留値(＝残留農薬基準、農薬登録保留基準)として、食品衛生法等により農作物別に定められています。この残留農薬基準を超えないよう適用となる作物名・使用方法が、農薬のラベルに記載されています。国、県等が実施する残留農薬分析検査により残留農薬基準を超過した農作物は、出荷・販売停止、回収命令などの厳しい措置がとられます。